

生活福祉資金貸付制度

◇福祉資金・教育支援資金のご案内◇

生活福祉資金は、資金の貸付けと必要な相談支援を行なうことにより、その経済的自立等を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。

貸付対象

- ① 低所得世帯
他からの借入が困難な収入の少ない世帯
- ② 障害のある人の世帯
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯（同程度と認められる方を含む）
- ③ 高齢者世帯
日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯

※世帯ごとに所得制限があります。

※住民票の住所と居住地が異なる方は、申請できません。

貸付内容

《福祉資金：福祉費》

資金の目的	貸付限度額の目安	据置期間	償還期間
生業を営むために必要な経費	460万円	6月以内	20年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		8年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年以内
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間 1年未満 170万円 1.5年未満 230万円		5年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービス受給期間 1年未満 170万円 1.5年未満 230万円		5年以内
災害を受けたことにより、臨時に必要なとなる経費	150万円		7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円		3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		3年以内

《福祉資金：緊急小口資金》 ※原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていただきます。

資金の目的	貸付限度額	据置期間	償還期間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費 ・ 給与等の盗難による生活費 ・ 火災等被災したときの生活費 ・ その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき 	10万円	2月以内	12月以内

《教育支援資金》

資金の目的	貸付限度額	据置期間	償還期間
教育支援費 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	<高校> 月3.5万円 <高専> 月6.0万円 <短大> 月6.0万円 <大学> 月6.5万円 ※特に必要と認める場合、貸付限度額の1.5倍まで貸付可	卒業後 6月以内	20年以内
就学支度費 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円		20年以内

連帯保証人

原則1名必要（やむを得ず連帯保証人を立てられない場合も申請可）

- ① 県内に居住する65歳未満の方（借入申込者と別世帯）
- ② 継続して定期的な収入があり、住民税が課税されている方

※県外居住者であっても認められる場合があります。

※緊急小口資金は連帯保証人不要です。

連帯借受人

福祉費(技能習得費、支度費)、教育支援資金（教育支援費、就学支度費）の借入の場合に必要です。この場合、原則として連帯保証人は不要です。

貸付利子

連帯保証人を立てる場合：無利子

連帯保証人を立てられない場合：年利1.5%

※緊急小口資金と教育支援資金および、福祉費(技能習得費、支度費)で連帯借受人がいる場合は無利子。

必要書類

- ① 住民票（世帯全員記載。個人番号記載のないもの。）
- ② 本人確認書類、障害者手帳、介護保険被保険者証
- ③ 世帯員全員の所得がわかる書類
（所得証明、確定申告書、源泉徴収票、給与明細書、年金通知書など）
- ④ 借入金額等の根拠となる書類（見積書等）
- ⑤ 連帯保証人の住民税（市県民税）の所得・課税証明書
- ⑥ その他（資金の種類により必要書類が異なります。詳細はお問い合わせください。）

審 査

申込書類及びその他添付書類を提出後、毎月 20 日頃に、石川県社会福祉協議会運営委員会で審査します。資金使途、金額、償還の見通し等を総合的に判断し、貸付の可否を決定します。審査の結果、貸付できない場合があります。

注意事項

- 他の債務の返済等に充てることはできません。
- 他の公的貸付制度や公的給付を受けられる場合は、他制度を優先して利用していただきます。
- すでに支払い済みの経費や、発注・契約済みの経費は貸付対象となりません。
- 返済は、元利均等の月賦償還となります。据置期間終了後、償還計画に基づき返済していただきます。償還期限を過ぎると、延滞利子がかかります（年利 5%。最終償還期限日の翌日より日割り）
- 借入から償還完了まで、社会福祉協議会および民生委員の支援を継続的に受けることとなります。
- 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたときや、貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用した場合等は、資金の全額または一部を即時に返還していただきます。
- 暴力団員が属する世帯は貸入申込ができません。
（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者が属する世帯）

◇実施主体◇

社会福祉法人石川県社会福祉協議会
電話：076-224-1212 ファックス：076-222-8900
住所：金沢市本多町 3-1-10 石川県社会福社会館 2階

◇受付窓口◇

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 金沢自立生活サポートセンター
電話：076-231-3720 ファックス：076-231-3560
住所：金沢市高岡町 7-25 金沢市松ヶ枝福祉館 2階
受付時間：午前 9 時～午後 5 時 45 分（土・日・祝日を除く）
※事前に電話でご相談ください